

社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の役員等の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(非常勤の役員等の報酬及び算定基準)

第2条 非常勤の役員等の報酬の額は、別表に定める額とする。

2 報酬等の算定の基礎となる額は、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和34年条例第21号）の規定を準用する。

(報酬の支払い)

第3条 非常勤の役員等の報酬は、次の区分により銀行振込により支給する。

(1) 月額によるものは、毎月

(2) 日額によるものは、職務執行の日

2 月額による報酬を受ける役員等が、月の途中で退任（死亡による退任を除く。）又は就任した場合は、その月の日数を基準として、日割によって計算した額を支給する。

(職務に従事しない場合)

第4条 前条の規定にかかわらず、その年度内に全く職務に従事しなかった場合の報酬は、支給しない。

(重複報酬の調整)

第5条 常勤の職員が、役員等を兼ねるときは、その役員等の報酬は、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、その兼ねる役員等の報酬月額が、常勤の職員として受ける給料月額を超えるときは、その差額を支給する。

(常勤の役員等の報酬)

第6条 常勤の役員等に支給する報酬は、給料並びに通勤手当及び期末手当とし、支給する報酬月額は、会長が別に定める額とする。

2 通勤手当及び期末手当の額は、協議会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の例による。

3 報酬の支給については、職員給与規程の例による。

附 則

この規程は、平成9年12月24日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年11月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年5月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行するものです。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行するものです。

別表（第2条関係）

職 名		報 酬	
		月 額	日 額
理 事	会 長	46,000 円	
	副 会 長	18,000 円	
	理 事		6,700 円
監 事			
評 議 員			
各 種 委 員 等			

（注） 日額の報酬については、4時間以上の会議の場合又は昼食をはさんで午後まで会議が及ぶ場合以外は、日額の2分の1とする。